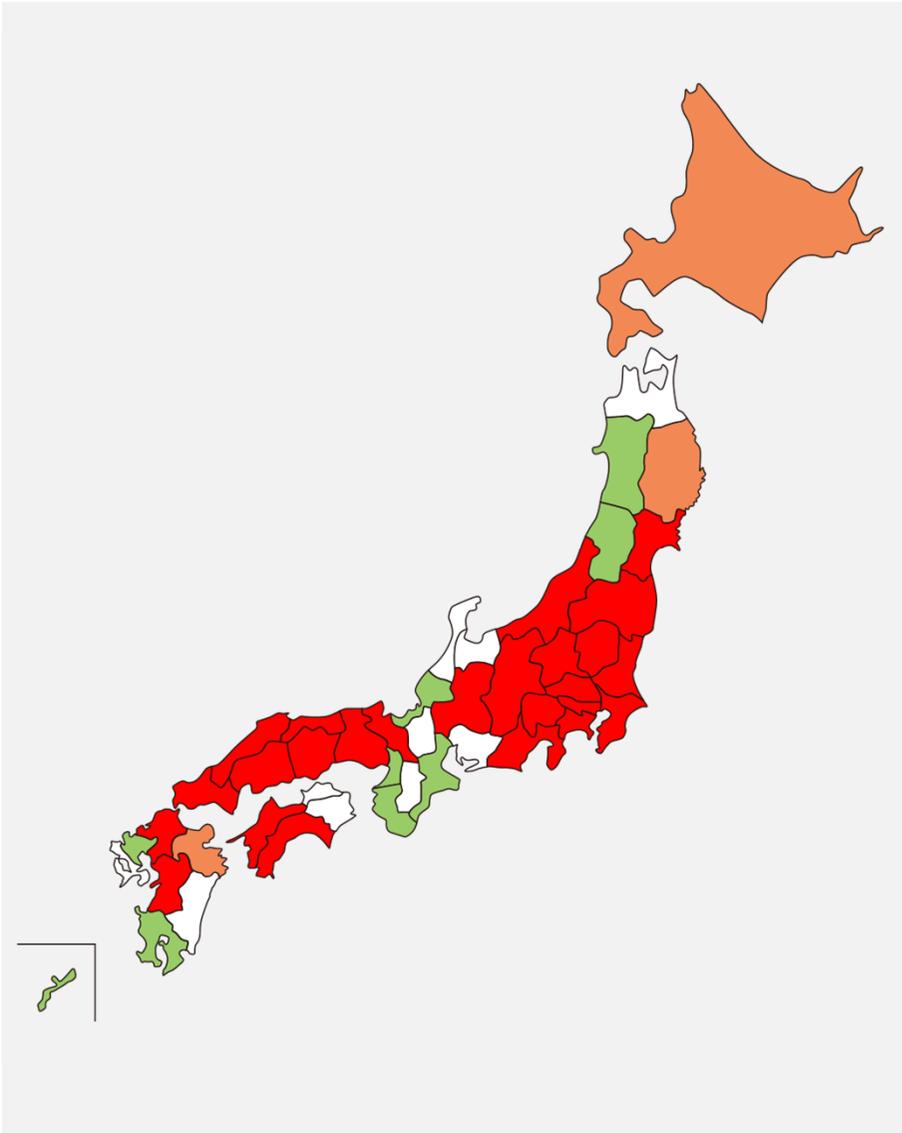


中小企業の強靱化対策について

令和2年1月
中小企業庁

中小企業庁が初動措置を講じた災害（平成27年度以降）

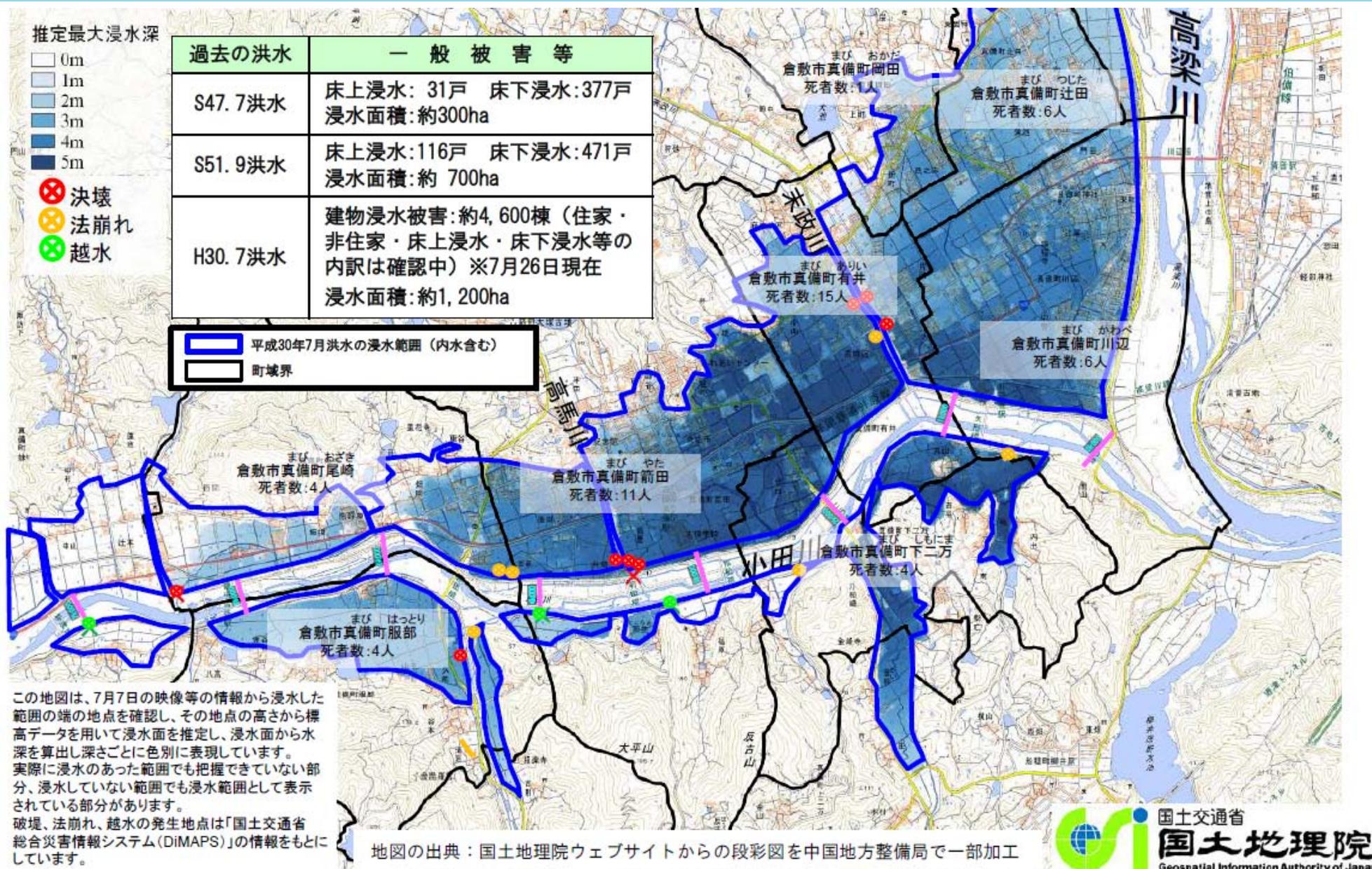


年	災害名	災害救助法適用地域
H27年度	①口永良部島噴火	鹿児島県
	②平成27年9月関東・東北豪雨【局激】	茨城県、栃木県、宮城県
	③平成27年台風第21号	沖縄県
H28年度	④平成28年熊本地震【本激】	熊本県
	⑤平成28年台風第10号【局激】	北海道、岩手県
	⑥平成28年鳥取県中部を震源とする地震	鳥取県
	⑦平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	新潟県
H29年度	⑧平成29年7月九州北部豪雨【局激】	福岡県、大分県
	⑨平成29年7月22日からの大雨	秋田県
	⑩平成29年台風第18号	大分県
	⑪平成29年台風第21号	三重県、京都府、和歌山県
	⑫平成30年2月4日からの大雪	福井県
	⑬平成29年度豪雪	新潟県
H30年度	⑭平成30年大阪北部を震源とする地震	大阪府
	⑮平成30年7月豪雨【本激】	岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県
	⑯平成30年8月30日からの大雨	山形県
	⑰平成30年北海道胆振東部地震【局激】	北海道
R元年度	⑱令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害【局激】 (8月大雨・台風第15号)	千葉県（停電）、東京都、佐賀県
	⑲令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨による災害【本激】 (台風第19号～台風第21号)	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

※赤の地域は本激災害が発生した地域
 ※橙の地域は局激災害が発生した地域
 (本激災害発生地域を除く)
 ※緑の災害救助法が適用された地域
 (本激・局激災害発生地域を除く)

(参考) 平成30年7月豪雨：真備地区の浸水状況

- 倉敷市真備地区の浸水範囲は、ハザードマップで示されている浸水想定区域と概ね一致。

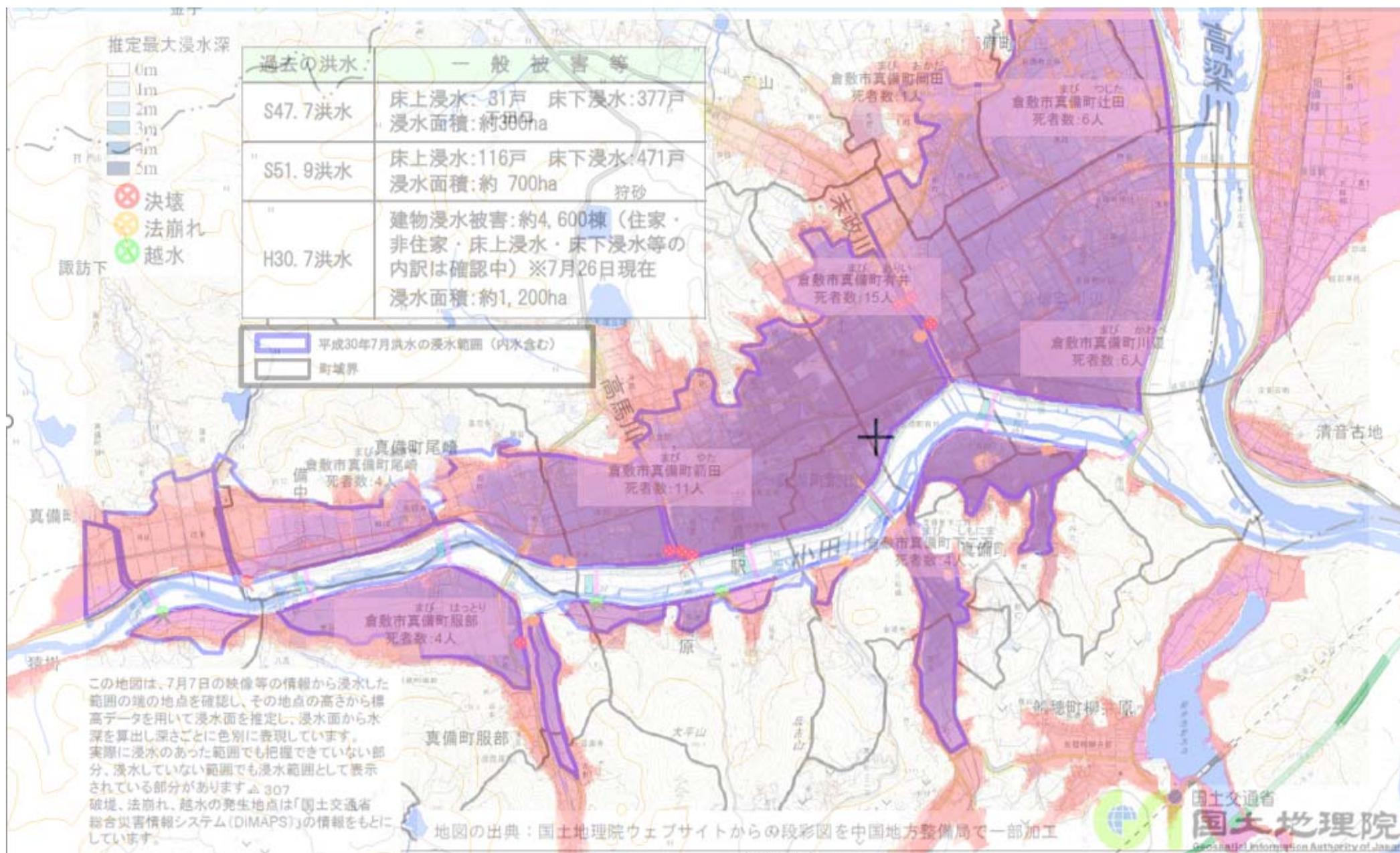


国土交通省「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会」第一回資料をもとに作成

(出所) 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告) (平成30年12月26日公表) から抜粋

(参考) 平成30年7月豪雨：真備地区の浸水状況

- 倉敷市真備地区の浸水範囲は、ハザードマップで示されている浸水想定区域と概ね一致。

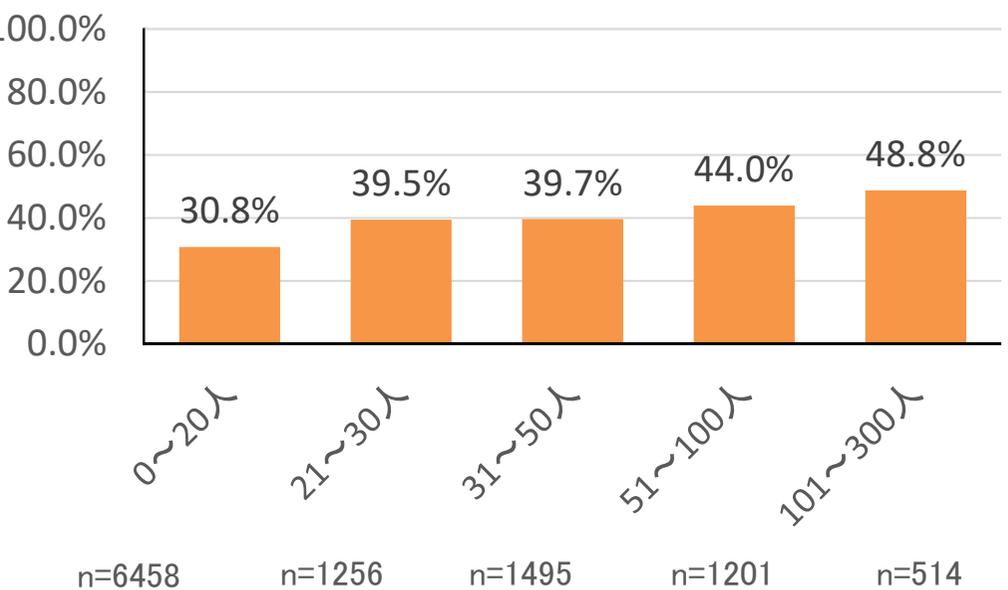


中小企業の防災・減災対策の状況(1)

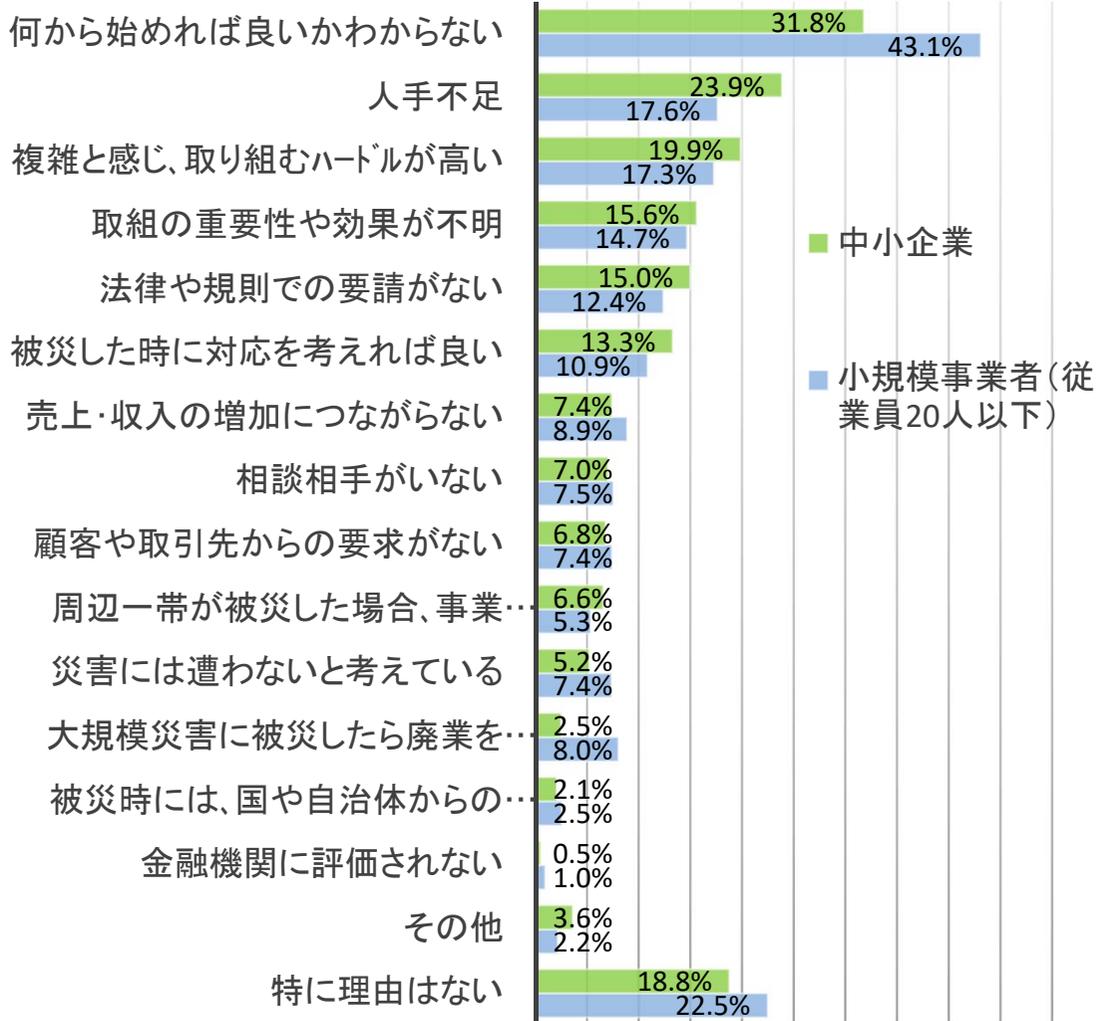
(1) 防災・減災に対する問題意識が十分でなく、防災・減災に関心が低い。

(2) ノウハウがなく、具体的に何から取りかかればよいか分からない。

ハザードマップを見たことがある企業の割合
(従業員規模別)



(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)
中小企業の災害対応に関する調査(2018年12月)



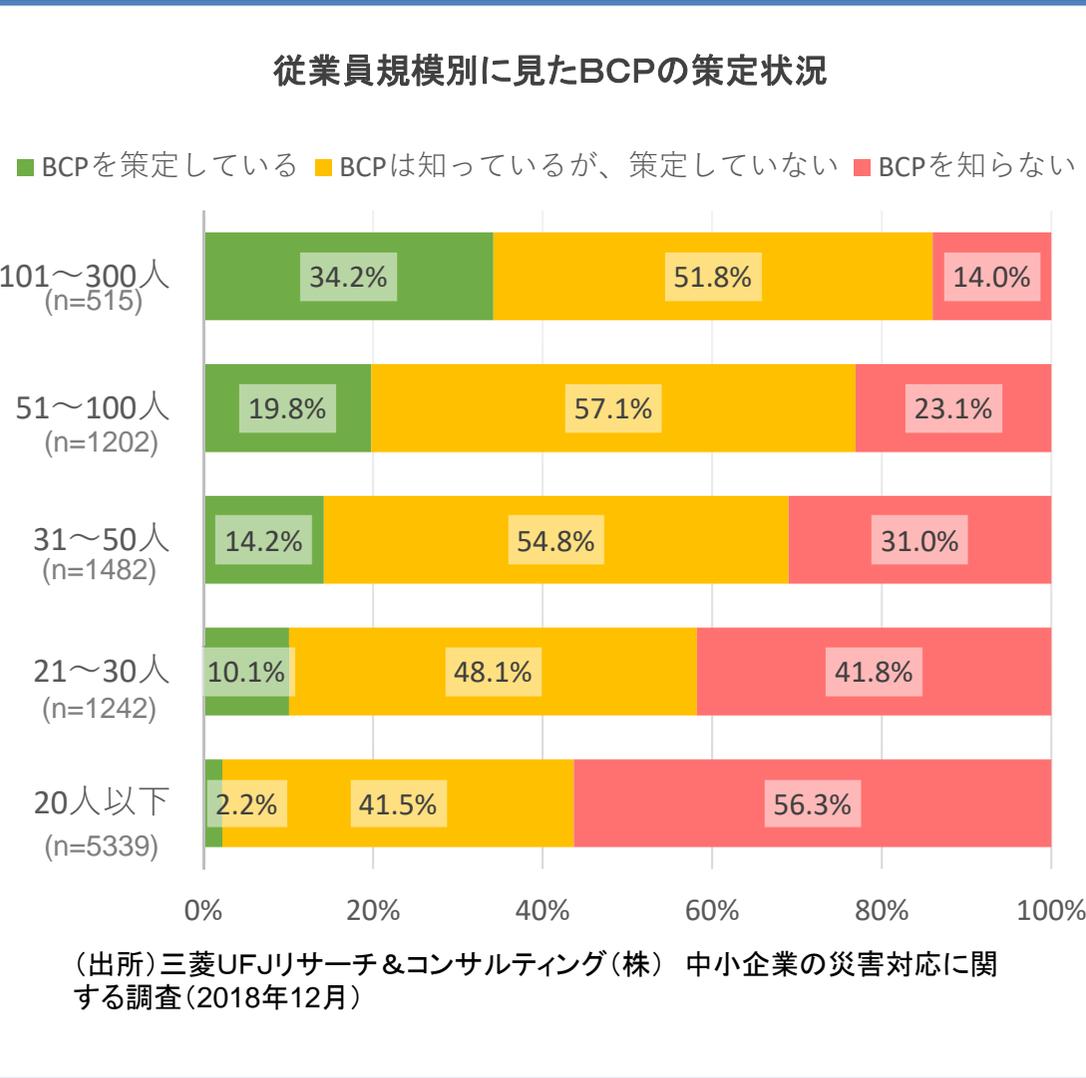
(注) アンケートの対象者は、自然災害の備えに取り組んでいない事業者が対象。
複数回答可のため、合計は100%にならない。

(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 中小企業の災害対応に関する調査(2018年12月)

中小企業の防災・減災対策の状況(2)

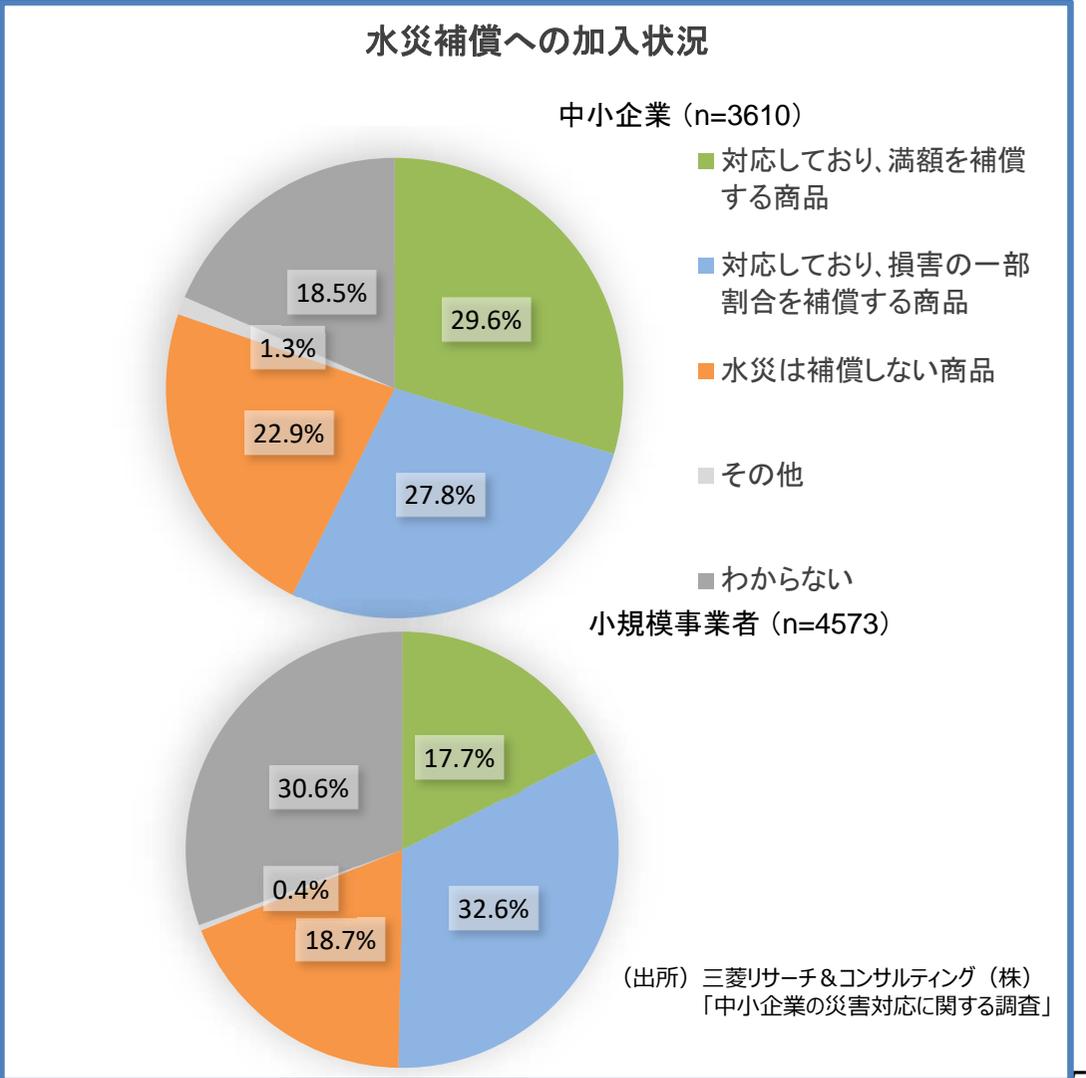
(3) 事前の備え(設備投資、事業継続計画(BCP)の策定)が不十分。

- ・従業員規模が小さい事業者ほどBCPの策定率が低く、認知率も低い。



(4) リスクファイナンス対策が十分に講じられていない。

- ・自身が加入している保険・共済について、約2~3割の中小企業・小規模事業者が補償内容を把握していない。



企業における現状（調査結果）

BCPの形は取らずとも、災害に備え実効性のある取組を行う企業が存在。

目的の設定

鋳型中子製造業

従業員数：
130名



- ・「大切な従業員の命を守り、地域の暮らしの活力、地域経済力を守る」ことを目的とする。
- ・この目的を掲げたことは、従業員の定着率向上にも貢献。

情報のバックアップ

機械製造業

従業員数：
12名



- ・設計図面などについて、遠方のグループ会社に常時バックアップ保管。
- ・遠隔地の同業者と代替生産協定を締結。平時からも、双方の生産・技術協力などを実施。

協力体制の構築

プレス加工業

従業員数：
26名



- ・遠隔地の同業者と代替生産体制を構築。
- ・自社被災時には、重要な金型を持ち込み、提携先での生産を可能に。
- ・費用等の負担も大きくなく、実効性を確保。

初動対応手順の設定

研磨加工業

従業員数：
60名



- ・2週間以内に事業の7割を再開できる目標を立て、関係先との連絡網を構築するとともに、従業員の安否確認、復旧等の手順を定めている。
- ・水災により被害を受けたが、事前対策を講じていたため、目標どおり事業を再開。

受電設備等の高所配置

生花店

従業員数：
5名



- ・過去の水害を踏まえ、冷蔵庫用の電気設備を高所に配置。
- ・豪雨により店舗は浸水したが、電気設備は被害を受けず、早期に営業再開できた。

リスクファイナンスの取組

食品加工業

従業員数：
197名



- ・地震保険にあらかじめ加入。
- ・津波で大きな被害を受けたが、保険で復旧費用を確保。
- ・安心して従業員が働ける環境が、新入社員確保にもプラスに作用。

新支援策（事業継続力強化計画認定制度の概要）

- 中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用可能。
- 2019年12月末時点で4,171件の計画を認定。

【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

連携して計画を実施する場合：
大企業や経済団体等の連携者

①計画を
策定し
申請

②認定

経済産業大臣
(地方経済産業局)

認定対象事業者

- 防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者

事業継続力強化計画の記載項目

- 事業継続力強化に取り組む目的の明確化。
- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。
※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）。
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- (連携をして取り組む場合)連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

認定を受けた企業に対する優遇措置

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
- 防災・減災設備に対する税制措置
- 補助金（ものづくり補助金等）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置

- 中小企業庁HPでの認定を受けた企業の公表
- 認定企業にご活用いただけるロゴマーク
(会社案内や名刺で認定のPRが可能)



事業継続力強化計画申請書様式 (表紙を除いて4頁)

(別紙)
事業継続力強化計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 _____
 代表者の役職名及び氏名 _____
 資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____
 業種 _____
 法人番号 _____ 設立年月日 _____

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	
事業継続力強化に取り組む目的	
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	<p>(人員に関する影響)</p> <p>(建物・設備に関する影響)</p> <p>(資金繰りに関する影響)</p> <p>(情報に関する影響)</p> <p>(その他の影響)</p>

リスク想定

人

モノ

カネ

情報

1

3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1 人命の安全確保			
2 非常時の緊急時体制の構築			
3 被害状況の把握 被害情報の共有			
4 その他の取組			

発災時の
対応

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	
B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入	対策・取組
C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	
D	事業活動を継続するための 重要情報の保護	

2

事業継続力強化計画申請書様式

(3) 事業継続力強化設備等の種類			
(2) の項目	取得年月	設備等の名称/型式	所在地
1			
2			
3			
設備等の			(千円)
1			
2			
3			

導入設備の内容
(モノ)

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。	

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

3

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

平時の取組

4 実施時期
年 月～ 年 月 ※実施は3年以内

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達	金額

資金調達の方法
(カネ)

6 その他

(1) 関係法令の遵守（必須）

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	

(2) その他事業継続力強化に資する取組（任意）

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度（※1）に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301 認証（※2）を取得しています。	
中小企業 BCP 策定運用指針に基づき BCP を策定しています。	

(※1) 国土強靱化に貢献する団体を認証する制度
(※2) 事業継続マネジメントシステム (BCMS) の国際規格

4

○事業継続力強化計画申請書様式

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

優遇措置の一例 <中小企業防災・減災投資促進税制 (法人税・事業税・所得税) >

- 事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、自家発電設備、制震・免震装置等の防災・減災設備に対して、**特別償却（20%）**を講じる。
- 認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置を適用。

改正概要

【適用期限：令和2年度末まで】

【対象者】

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者

【対象設備】

事前対策を強化するために必要な防災・減災設備

<対象設備>

- 機械装置（100万円以上）：自家発電設備、排水ポンプ 等
- 器具備品（30万円以上）：制震・免震ラック、衛星電話 等
- 建物附属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

【税制措置の内容】

対象設備への投資に対する特別償却（20%）を講じる。

【税制措置のスキーム】

経済産業大臣

②申請   ③認定

①（連携）事業継続力強化計画策定

【対象事業者】

- 中小企業・小規模事業者

【計画記載事項】

- 取組内容・実施期間
- 防災・減災設備の内容 等

⑤税制優遇   ④税務申告

所轄の税務署

平成30年度2次補正予算による強靱化支援策

- 平成30年度2次補正予算を活用して、防災・減災対策に係る①普及啓発、②事前対策に係る計画策定の支援、③指導人材の育成を図るため、以下の事業を実施。
- 自家発電設備の導入支援も併せて実施。

(1) 中小企業等強靱化対策事業【予算(30年度2次補正)15億円の内数】

普及啓発

① 普及広報活動

商工団体や損害保険会社等と連携して、全国各地でセミナー・相談会等を開催。

⇒全国9か所で開催し、約1,500名が出席

② 商工団体による小規模事業者支援

経営指導員が、ハザードマップ等を活用して、災害リスクの認識や、損害保険加入の必要性等を事業者の説明。

計画策定支援

③ 計画策定に向けた

ワークショップ開催

全国の中小企業・小規模事業者を対象に、事前対策に係る計画策定に向けた研修会を開催。

⇒全国47都道府県で開催し、約1,100名が出席

④ 計画の策定支援

サプライチェーンや地域の中核となる中小企業が単独又は連携して取り組む事前対策に係る計画策定をハンズオン支援。優良事例をとりまとめ、横展開を図る。

指導人材の育成

⑤ 地域の支援人材への研修

商工会・商工会議所の経営指導員等向けの研修会を開催。

⇒47都道府県で実施中

⑥ 専門家の育成

事前対策の計画策定の指導ができる専門家（中小企業診断士等）を育成するための研修会を開催。

⇒全国9か所で開催し、約600名が出席

(2) 中小企業自家発電設備導入補助金【予算(30年度2次補正)58億円の内数】

自家発電設備の導入支援

社会的な重要インフラ機能を担う中小企業等における自家発電設備等の導入を支援。 (公募終了)

(支援事例の紹介) 損害保険会社における支援

事業継続力強化計画認定企業への保険料割引の検討

・中小・小規模事業者の事業継続力の強化に向けて、中小企業庁と連携している損害会社において、「事業継続力強化計画」の認定を取得した事業者に対して、リスク実態に応じて保険料の割引を個別に検討を開始。

(対象となる損害保険会社は中小企業庁HPに掲載)

※中小企業庁HP:事業継続力の強化に向けて連携している団体一覧

URL:https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/dantai_ichiran.html

地方自治体と連携をした意識啓発の取組

- ・地方創生の取組の一環として、損保各社は地方自治体等と包括連携協定を締結
- ・BCP策定支援などのサービスを提供

東京海上日動の例

三井住友海上の例

あいおいニッセイ同和損保の例

中小企業が入りやすい保険商品の提供

- ・損保各社は、中小企業が抱えるリスクを包括的にカバーをすることができる総合保険を提供

- ・例えば損保ジャパン日本興亜損保では、ビジネス総合保険の中で、中小企業者も加入がしやすい地震保険の特約(地震危険補償特約)を行っている

損保ジャパン日本興亜の例

地震危険補償特約



以下のア. からウ. までのいずれかの事由によって生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

- ア. 地震、噴火による火災、破裂・爆発
- イ. 地震、噴火によって生じた損壊、埋没等
- ウ. 地震、噴火による津波、洪水その他の水災

※損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた保険の目的(保険の対象)の残存物を取り片づけるために必要な費用に対して、損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。損害保険金および残存物取片づけ費用保険金は、1回の事故により発生した損害の額から自己負担額(特約の支払限度額の2%)を差し引いてお支払いします。(保険期間を通じて特約の支払限度額が限度)

(支援事例の紹介) 商工団体等における支援

組合員へのリスクの普及啓発活

- ・全国商工会連合会では、商工会における日常の巡回指導活動の中で、自社のリスクに対する備えを見える化し、不十分・過剰な保険・共済等がないか、チェックシートを活用しながらリスクファイナンスの取組を支援。



(出所) 中小企業強靱化研究会第4回 佐々木委員提出資料

関係機関による支援協議会の設立

- ・2022年1月、中小機構、商工中金、中小企業診断協会、日本政策金融公庫が「全国中小企業強靱化支援協議会」を設立。
- ・事業継続力強化計画の策定を働きかけるとともに、普及啓発のためのシンポジウムの開催、計画策定に向けたワークショップの開催等を実施予定。
- ・地域の商工団体とも連携するほか、地域金融機関や防災に精通した学識経験者などにも協議会への参加を呼びかける。



協議会設立調印式(令和2年1月17日)

BCPの普及啓発の取組事例

- ・東京商工会議所は、2012年2月、BCPパンフレット「BCP(事業継続計画)を作って信頼を高めよう」を発行
- ・多くの企業から「より詳しいガイドを」との声が寄せられたため、2013年3月、より詳細な東京商工会議所版BCP策定ガイド「BCP(事業継続計画)を作って信頼を高めよう」を発行・公表
- ・2008年からのセミナー参加者は、累計約600名

(出所) 中小企業強靱化研究会第4回 加藤委員提出資料

